

医療事故に係る和解について

1 事故の概要

(1) 患者 新潟県阿賀野市在住の80代男性

(2) 経過

平成30年5月 慢性硬膜下血腫に対する穿頭ドレナージ術（頭蓋骨に小さな穴をあけて、管を挿入し、血腫を吸い出す手術）を施行した際に頭蓋穿骨器（手回しドリル）で脳を損傷し、重度の右片麻痺が発生

同年8月 症状固定（右上肢は機能全廃、右下肢は短下肢装具及び杖に加え、介助者による介助で10m前後の歩行が可能）

2 事故の原因

患者が高齢者の場合、当該手術の施行に際して術者には、頭蓋骨の脆弱性を予想して慎重に手技を行うこと、頭蓋穿骨器の進み具合に応じて力加減を調整することが求められる。今回の手術では、術者は患者が高齢者であることによる頭蓋骨の脆弱性を予想し、慎重に手技を行っていたが、予想以上に頭蓋骨が脆かったため、不意に頭蓋骨を貫通したことが原因と考えられる。

3 和解に至った当院の考え

当該手技において脳を損傷させたことと、重度の右片麻痺を残存したとの間には因果関係が認められると判断し、和解に向けて示談協議を進めたところ、議会の議決を停止条件とする和解合意に至った。

4 再発防止に向けた取り組み

(1) 穿頭術を安全に施行するため、頭蓋骨の貫通点に到達した瞬間、回転が停止するクラッチ機能付電動ドリルを導入した。

(2) 緊急手術などでやむを得ず手回しドリルを用いた穿頭術を施行しなければならない場合で、高齢者などの頭蓋骨の脆弱性が予想されるような症例の際には、穿骨器の深度の確認や、穿骨器を一度穿骨部から外して行う視認の頻度を増やすとともに、穿骨器の深度に応じて力加減を調整し、慎重に手技を行うこととした。

(3) 再発防止及び類似事例の発生防止に資するよう、事例の内容を関係職員に周知した。